

# 高知市里山保全条例の経過等

高知市 環境部 環境政策課

H31.2.7

# 1 高知市里山保全条例(平成12年4月1日施行)

**経緯** 過度な開発への対策として市街化区域の山を守るべくして作られた

- ★ 市の中心部にある小高坂山の宅地開発において山の保全に関して住民の強い要望があったが、なすすべがなかった
- ★ 平成10年の集中豪雨(98豪雨)では土砂災害が開発地区に集中した

昭和43年 小高坂山航空写真



平成24年 小高坂山航空写真

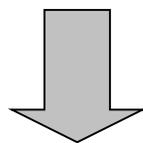


## 2 里山保全条例の定義(第2条)

里山とは…

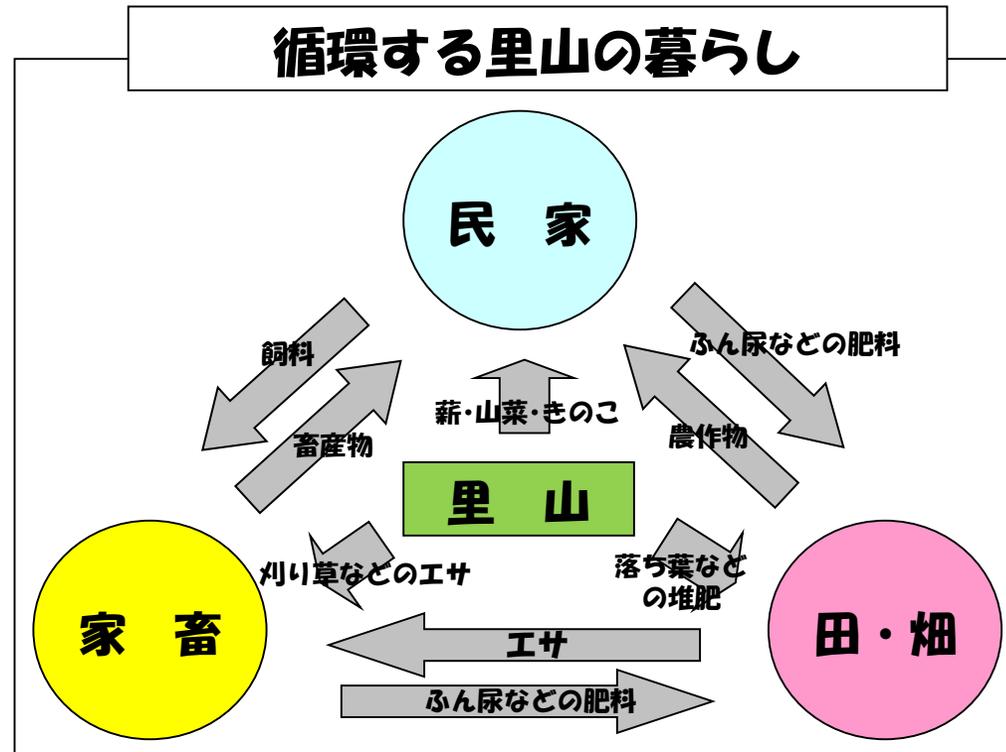
市街地, 集落地及び農地周辺の山地斜面に成立している樹林の区域又は樹林と草地, 農地, 水辺地等が一体となって健全な生態系を構成している区域若しくは構成し得る区域をいう

日常生活を営んでいる地域に隣接・近接する土地で, **人の手**が**加えられた**ことに適応し, 自立した生態系が成立している地域



日本人が懐かしいと思う原風景であり, 自然と人との**共生の基盤**といえる

### 循環する里山の暮らし



### 3 里山保全条例の基本理念(第3条)

#### 目的

里山が現在及び将来にわたり市民が安全かつ健康で文化的な生活を維持するための重要な資源であることを認識し、この限られた資源を将来の世代に引き継いでいくことを目的とする

#### 指針

- ①防災機能の確保, 生活環境の保全と回復
- ②多様な生物の維持, 自然循環の維持に着目した自然環境の保全と回復
- ③地域の文化や歴史の学習・伝承の場として, 市民参加を主体とした自然環境の保全と回復

## 4 里山保全地区の指定(第6条)

- ①防災機能の確保
- ②潤いと安らぎのある都市環境の形成
- ③健全な生態系の保持
- ④人と自然の豊かな触れ合いの確保
- ⑤歴史・文化の伝承

を保全することが必要な里山

条例制定時

**指定先行型**

平成13年9月1日指定・・・秦山・葛島山

現地調査を行い、縦覧において土地所有者等の意見を聞いた上で、里山保全審議会に諮り、市の姿勢を打ち出しながら指定を決定

制度の見直し(H24)後

**要望指定型**

平成25年4月1日指定・・・ノツゴ山

土地所有者や地域の自主防災会等からの要望を受け現地調査を行い、縦覧・里山保全審議会に諮り、指定を決定

現在は「先行」「要望」の  
どちらでも指定が可能

## 5 里山指定後に届出の必要な行為(第9条)

- ◆ **建築物その他の工作物の新築, 改築又は増築**
- ◆ **宅地の造成, 土地の開墾, 土石の採取その他の土地の形質の変更**
- ◆ **木竹の伐採又は移植**
- ◆ **水面の埋立て**
- ◆ **その他, 里山の保全に影響を及ぼす恐れのある行為**

行為の届出がないもの, また届出の内容が不適合の場合は高知市が指導及び勧告をすることができる。(行政指導型規制) 違反事実が確認された場合は公表することができる。

## 6 里山保全協定の締結(第13条) 土地所有者等の義務(第14条)

### 協定の締結

**市長は、里山保全地区内の土地所有者等との間において、里山の保全に関する協定を締結することができる。**

### 協定者の義務

- 1 協定区域内の土地所有者等は、協定を遵守するとともに、区域内の**自然環境の保全と回復**に努めなければならない。**
- 2 協定区域内の**樹木等が滅失**し、又は地形等に**著しい変動**が生じたときは、遅滞なくその旨を市長に**届け出**なければならない。**

## 7 助成等の措置(第15条)

### 助成金

#### 対象:協定を結んでいる土地所有者

固定資産税及び特別土地保有税相当額

+

当該土地面積に1㎡あたり10円を乗じて得た金額×  
(年度内の協定期間月数/12)

### 補助金

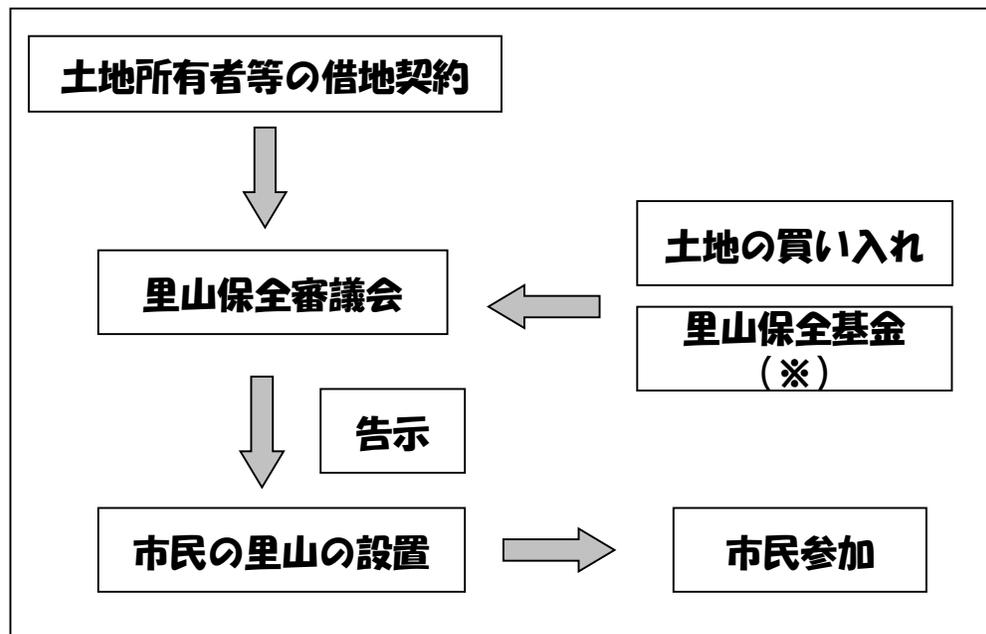
#### 対象ボランティア団体・市民活動・町内会・自主防災会・協定を結ぶ土地所有者等

### 補助対象事業

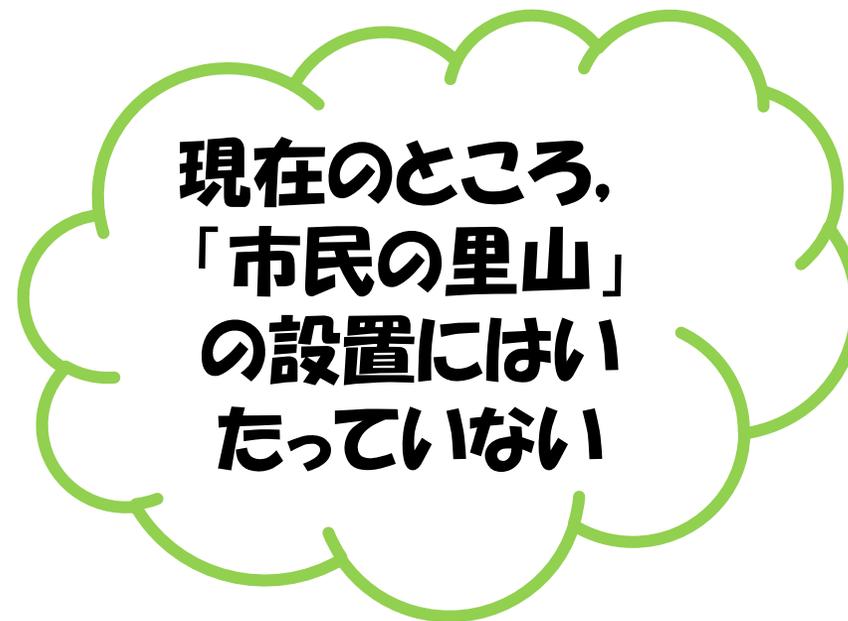
補助対象事業の区分	補助率	補助限度額	事業内容
里山整備事業	3/4	750千円	樹木を対象に、防災・景観・生態系等の保全・里山活用を目的とする里山整備
竹林整備事業	3/4	1,500千円	竹を対象に、防災・景観・生態系等の保全・里山活用を目的とする里山整備
附帯設備等整備事業	3/4	300千円	里山を構成する農地及び水辺並びに里山における附帯設備等の整備

## 8 市民の里山の設置(第16条)

市長は、里山保全地区のうち、市民が積極的に自然に触れ合う場として開放することが望ましいと認める区域について、土地所有者等との契約によりその権原を取得して、これを市民の里山として設置し、市民に開放することができる。



※平成12年に高知市一般会計より基金を設置（高知市里山保全基金条例）  
里山保全事業（補助金や助成金等）に充てられる  
（H31.1現在の残高 約4千万円）



## 9 審議会の設置(第21条)

高知市里山保全条例により、その権限に属する事項を審議するほか、市長の諮問に応じて里山の保全に関する事項を調査審議するため、高知市里山保全審議会を置く

### 審議会規則(抜粋)

- ◎委員数は15人以内とし、次に挙げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 学識経験を有する者及び市民
  - (2) 関係行政機関の職員
  - (3) その他市長が適当と認める者
- ◎委員の任期は2年とする。

### 審議会の開催

- ◎里山保全地区を指定しようとするとき(変更, 解除) (第6・8条)
- ◎里山保全協定を締結しようとするとき(変更, 廃止) (第13条)
- ◎市民の里山を設置しようとするとき(変更・廃止) (第16・17条)
- ◎その他, 里山の保全に関する事項を諮問するとき

## これまでの審議会の経過

### 【①平成12年～16年まで】

- ◎ 秦山と葛島山の2つの里山指定について
- ◎ 協定締結や助成制度の創設などについて

★★平成16年～23年は審議会の開催なし★★

### 【②平成23年～26年まで】

- ◎ 里山保全事業の再構築を図るため、今後の方向性について
- ◎ 3つのモデル地区（葛島山・ノツゴ山・春野地区）の選定・検証
- ◎ モデル地区（葛島山・春野地区）の視察
- ◎ ノツゴ山の里山指定，秦山・葛島山の協定の更新について
- ◎ 各里山地区の取組について

